

令和2年度第1回高知県児童福祉審議会保護育成部会

- 1 日時 令和2年12月7日(月) 10:30~12:00
- 2 場所 高知共済会館 3階「藤」
- 3 参加者 委員 藤本部長、笹岡委員、佐々木委員、吉野委員
吉田委員、渡辺委員、徳弘委員
事務局 児童家庭課 田村課長、竹村課長補佐、有岡課長補佐、濱村主査
人権教育・児童生徒課 山中課長補佐
警察本部少年女性安全対策課 古味課長補佐
- 4 審議事項
 - (1) 高知県青少年保護育成条例の改正について
 - (2) クロスボウの有害がん具刃物類の指定について
議事について、事務局から説明した後、質疑応答を行った。

[質疑意見等要旨]

- (1) 高知県青少年保護育成条例の改正について

(委員)

行為全般型と行為制限型について、それぞれ20府県と12都道府県と数に差があるが、直近では行為制限型が多く採用されているというような傾向の違いはあるか。

(事務局)

一番最初に制定した東京都では行為制限型、その直後に制定した兵庫県では行為全般型が採用された。その後、九州では行為制限型が多い傾向にあるなど、地域による差はあるが、制定時期による差はないように思われる。

(委員)

行為制限型では許される行為があるという説明があったが、それはどういった例が考えられるのか。

(事務局)

行為制限型で条例に抵触しない行為は、威迫や欺く、困惑させる等の行為を伴わない要求行為となる。

(委員)

それは相手の青少年が合意しているような場合か。

(事務局)

そういう場合もある。

(委員)

行為全般型がよいのではないかと。行為制限型になると現在制限されている行為のほかに、今後新たな手法が出てくる可能性もあり、新たな規制を設ける必要が出てくることも考えられる。したがって、行為全般型のように大きな網をかけておいて全体を規制した方がよいのではないかと。と思う。

(委員)

年齢の知情性について、いろいろな言い逃れが考えられるし、先ほども言ったように要求行為自体がいけないんだという大前提のもとに、年齢を知らないとしても関係なく罰するほうがよいのではないかと。

(2) クロスボウの有害がん具刃物類の指定について

(委員)

高知県内のクロスボウの販売状況を確認したい。安易に購入できる状況にあるのか。また、高知県内の競技人口はどの程度か。

(事務局)

高知県内の販売状況について、スポーツ用品店や銃砲店での取り扱いが数件あると把握している。ただ、個店の把握はできていない。県内の競技人口については教育委員会にも確認したが、クロスボウを競技としているもので把握しているものはないとのことだった。

(事務局)

クロスボウについては許可制ではないため、どれくらいの人が所持しているかや、購入状況についての調査は現時点で行っていない。ただ、高知県内でクロスボウを使用した事件、事例は把握していないため、所持数はそれほど多いとは考えにくい。全国的には事件も発生しているし、使用されれば人体には大きな影響があることから、高知県でも規制をしなければならないと考えている。非常に威力が強く、危険なものであるということは間違いない。事件を未然に防ぐためにも、早急な指定が望まれている。

(事務局)

指定後の周知先について、個別の取り扱い業者は特定できていないが、取り扱う可能性があるスポーツ用品店や銃砲店等へは広く周知していきたいと考えている。また、おそらくネット販売が中心ではないかと思う。

(委員)

これから販売数の把握や、購入者の追跡調査を行う予定はあるか。また、ネット販売の把握は非常に難しいと思うが、どう対応していくのか。

(事務局)

現在、警察庁でも各県のボウガンの指定状況について、取りまとめを行っているところ。また、資料2-1の裏面「8国の動向」の記載のとおり、国の方でも有識者の検討会を実施していて、今後法律での規制も検討されているところ。国の動き次第では許可制が導入される可能性もあるが、断言はできない。

(委員)

金額はどれくらいか。数万円というような青少年も手を出せる金額か。

(事務局)

ネット販売を見てみると、数万円から数十万円まで幅広い種類のクロスボウが販売されている。アマゾンでおもちゃのような数千円のものもあるが、それは人体に被害がでるようなものではないと思われる。

(委員)

国で検討会が行われ、年末までに報告書が取りまとめられるということだが、高知県が条例を改正し、その後に法律等で国の方向性が示された場合は、再度条例を改正する必要が生じるのか。それとも、法律が上位であるためそちらに従うことになるのか。

(事務局)

今回のクロスボウの有害がん具刃物類の指定は、条例本体の改正ではなく、条例に基づいた告示を行い、規制をかけるもの。今後、規制に関する法律ができれば、そちらが適用されることとなる。

(委員)

高知県青少年保護育成条例第14条第1項に基づく指定について、事務局案のとおり、クロスボウを有害ながん具刃物類として指定することについて異議はない。